


災害時の資金繰りを支援する

林業・木材産業災害復旧対策保証

近年、地震や豪雨等による自然災害が多く発生し、林業・木材産業を営む皆様が直接的、間接的に被災し、事業継続に支障をきたす場合があります。

災害発生後において、林業者の皆様が**少ない負担で復旧・再建資金の保証を受けられる**「林業・木材産業災害復旧対策保証」を設けておりますので、ご活用ください。

ご利用対象者	林業・木材産業を営む方で 災害（林野庁長官の指定する災害） により 直接的、間接的（主要取引先の被災等） に被害を受けた方
保証限度額	8,000万円
資金使途	事業の復旧、再建に必要な 新たな資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内（ 返済据置期間2年以内 ）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	<ul style="list-style-type: none">・直接被災者の場合は、市町村長が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となります。・間接被災者の場合は「被害証明書(信用基金指定様式)」が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826、7827 URL： https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。